

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京医薬品工業協会（以下「本協会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 外部理事とは、理事のうち、認定法第5条第15号に規定する者をいう。
- (4) 外部監事とは、監事のうち、認定法第5条第16号に規定する者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、定例役員報酬及び役員賞与を支給する。

- 2 外部理事及び外部監事が理事会及び重要な会議に出席する場合には、1回につき2万円以内の謝金を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 常勤役員、外部理事及び外部監事を除く役員等には、役員報酬は支給しない。

(定例役員報酬の支給)

第4条 定例役員報酬月額、別表の俸給額とし、個々の役員の俸給額はこの中から、理事会の承認を得て会長が決めるものとする。

- 2 俸給額については、人事院勧告等の社会一般の情勢を勘案し見直すものとする。

(役員賞与の支給)

第5条 役員賞与額は、定例役員報酬月額に支給月数を乗じた額とする。

- 2 支給月数については、人事院勧告等の社会一般の情勢を勘案し、都度定めることとし、理事会の承認を得て会長が決めるものとする。

役員報酬及び費用に関する規程

(報酬の支給)

第6条 報酬の支給日、支給方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に理事会の承認を得た上で支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、当該常勤役員の退任時の定例役員報酬月額に支給月数を乗じて算定するものとし、支給の詳細に関しては、理事会の承認を得た上で別に定める。

(費用)

第8条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずるものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年4月1日より別表を改定する。

(別表)

	月額
第1号	67万円
第2号	76万円
第3号	85万円
第4号	91万円

3 この規程は、2026年3月13日から施行する。